

静岡市消費生活条例施行規則

平成19年6月29日

規則第61号

改正 平成21年11月30日規則第107号

平成26年3月31日規則第58号

平成27年3月30日規則第28号

令和3年8月31日規則第66号

令和4年3月30日規則第34号

令和5年3月31日規則第30号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 市長への申出（第2条）

第3章 危害等に関する調査、勧告等（第3条—第5条）

第4章 不当な取引行為の禁止（第6条—第9条）

第5章 静岡市消費者苦情処理委員会（第10条—第13条）

第6章 訴訟費用の貸付け（第14条—第27条）

第7章 事業者に対する立入調査及び公表（第28条—第30条）

第8章 静岡市消費生活審議会（第31条—第34条）

第9章 雑則（第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡市消費生活条例（平成19年静岡市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 市長への申出

（市長への申出の手続）

第2条 条例第12条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

（1）申出人の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

（2）申出の趣旨及び求める措置の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、参考となる事項

2 市長は、前項の規定による申出に係る書面の提出があったときは、これを誠実に処理し、処理の経過及び結果を申出人に通知するものとする。

第3章 危害等に関する調査、勧告等

(危険な商品等でないことの立証の要求)

第3条 条例第15条第2項の規定による事業者に対する立証の要求は、立証要求書(様式第1号。以下同じ。)により行うものとする。

2 市長は、事業者から市長が指定する期限までに立証することが困難である旨の申出があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

(危険な商品等に対する措置の勧告)

第4条 条例第15条第3項の規定による事業者に対する勧告は、勧告書(様式第2号。以下同じ。)により行うものとする。

(危険な商品等に係る緊急の公表等)

第5条 条例第15条第4項の規定による公表は、市ホームページに掲載する方法のほか、広く市民に周知させる方法により行うものとする。

2 市長は、条例第15条第4項の規定による公表を行ったときは、当該公表に係る商品等を供給する事業者に対し、危険な商品等の公表通知書(様式第3号)により、その旨を通知するものとする。ただし、当該事業者の所在が不明で通知することができないときは、この限りでない。

第4章 不当な取引行為の禁止

(不当な取引行為)

第6条 条例第22条第1項に規定する規則で定める不当な取引行為は、別表に定めるとおりとする。

(不当な取引行為でないことの立証の要求)

第7条 条例第23条第2項の規定による事業者に対する立証の要求は、立証要求書により行うものとする。

2 市長は、事業者から市長が指定する期限までに立証することが困難である旨の申出があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

(不当な取引行為の是正の指導)

第8条 条例第23条第3項の規定による事業者に対する指導は、不当な取引行為の是正指導書（様式第4号）により行うものとする。ただし、市長が適当であると認める場合は、口頭により当該指導を行うことができる。

（不当な取引行為に関する是正の勧告）

第9条 条例第23条第3項の規定による事業者に対する勧告は、勧告書により行うものとする。

第5章 静岡市消費者苦情処理委員会

（委員長及び副委員長）

第10条 条例第25条第1項の静岡市消費者苦情処理委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長は、委員会の会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第11条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある専門委員で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第12条 委員会の庶務は、市民局生活安全安心課において処理する。

（委任）

第13条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第6章 訴訟費用の貸付け

（消費者訴訟に要する費用の範囲）

第14条 条例第27条第1項の規定による貸付けの対象となる消費者訴訟に要する費用は、次に掲げるものとする。

（1）民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）第2章の規定により裁判所に納める費用

(2) 弁護士に支払う報酬等

(3) 前2号に掲げるもののほか、消費者訴訟に要する費用であつて市長が適当であると認めるもの

(貸付金の額)

第15条 条例第27条第1項の規定により貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）の額は、訴訟1件につき審級ごとに50万円を限度とする。

(貸付けの申請)

第16条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、消費者訴訟費用貸付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 被害概要書（様式第6号）

(2) 消費者訴訟費用支払予定額調書（様式第7号）

(3) 住民票の写し

(貸付けの決定)

第17条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、貸付けの可否及び貸付額を決定し、消費者訴訟費用貸付／承認／不承認／決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第18条 前条の規定により貸付けの承認決定を受けた者は、速やかに消費者訴訟費用貸付金借用証書（様式第9号。以下「借用証書」という。）に、本人及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第19条 市長は、借用証書の提出があつたときは、これと引き換えに貸付金を交付するものとする。

(追加貸付け)

第20条 貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、当該貸付金に追加して貸付けを受ける必要が生じたときは、貸付金の追加の貸付けを申請することができる。

2 前項の規定による申請は、消費者訴訟費用追加貸付申請書（様式第10号）に消費者訴訟費用追加支払額調書（様式第11号）及び収支精算書（様式第12号）を添えて市長に提出して行うものとする。

3 前3条の規定は、貸付金の追加に係る貸付けの決定及び借用証書の提出等について準用する。この場合において、第17条中「消費者訴訟費用貸付／承認／不承認／決定通知書」とあ

るのは「消費者訴訟費用追加貸付／承認／不承認／決定通知書」と、第18条中「消費者訴訟費用貸付金借用証書」とあるのは「消費者訴訟費用追加貸付金借用証書」と読み替えるものとする。

(貸付金の返還等)

第21条 貸付金の返還期限は、当該貸付金に係る審級の訴訟が終了した日から6月を経過した日とする。

(貸付金の即時返還)

第22条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、消費者訴訟費用貸付金即時返還請求書(様式第13号)により、直ちに貸付金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- (1) 貸付金を目的外に使用したとき、又は正当な理由なくその目的に使用しないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により貸付金の貸付けを受けたとき。
- (3) 訴訟を取り下げたとき(市長の承認を受けた場合を除く)。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、条例若しくはこの規則の規定に違反し、又は市長の指示に従わないとき。

(貸付金の返還期限の延長等)

第23条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還期限を延長し、又は貸付金を分割して返還させることができる。

- (1) 借受者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により損失を受けた場合その他本人の責めに帰すことができない事情があると認められるとき。
- (2) 借受者が訴訟に係る結果に基づき支払を受けようとする額の支払期日が、返還期限後であるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により貸付金の返還期限の延長又は分割による返還の承認を受けようとする者は、消費者訴訟費用貸付金／返還期限延長／分割返還／承認申請書(様式第14号)に前項に規定する理由を明らかにすることのできる書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請があったときは、貸付金の返還期限の延長又は分割による返還の承認の可否を決定し、消費者訴訟費用貸付金／返還期限延長／分割返還／の／承認／不承認／決定通知書(様式第15号)により申請者に通知する。

(貸付金の返還の免除)

第24条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところに

より貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 借受者が消費者訴訟に係る結果に基づき支払を受けた額が、貸付金の額に満たなかったとき。 貸付金の額から当該支払を受けた額を控除した額
 - (2) 訴訟の結果が敗訴となったとき。 貸付金の全部
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 貸付金の全部又は一部
- 2 前項の規定により貸付金の全部又は一部の返還の免除を受けようとする者は、消費者訴訟費用貸付金返還免除申請書（様式第16号）に同項に規定する理由を明らかにすることのできる書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により申請があったときは、貸付金の返還の免除の承認の可否を決定し、消費者訴訟費用貸付金返還免除／承認／不承認／決定通知書（様式第17号）により申請者に通知する。

（延滞金）

第25条 借受者が貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還が滞った貸付金の額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、当該延滞金の額が100円未満であるときは、当該延滞金を徴収しない。

（届出事項）

第26条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を消費者訴訟届出事項報告書（様式第18号）により市長に報告しなければならない。ただし、借受者が死亡したときは、その相続人又は連帯保証人が報告するものとする。

- (1) 訴えを提起し、又は提起されたとき。
- (2) 貸付金に係る審級の訴訟が終了したとき。
- (3) 訴訟について請求の趣旨を変更したとき。
- (4) 強制執行が終了したとき。
- (5) 借受者又は連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。
- (6) 訴訟の相手方である事業者の氏名若しくは名称、住所若しくは事業所の所在地又は代表者の変更があったとき。

（借用証書の返還）

第27条 市長は、借受者が貸付金の返還を完了したときは、遅滞なく借用証書を借受者に返還するものとする。

第7章 事業者に対する立入調査及び公表

(立入調査等)

第28条 条例第30条第1項の規定により事業者に対し報告を求めるときは、報告要求書（様式第19号）により行うものとする。

2 条例第30条第1項の規定により事業者の事務所等に立ち入って調査又は質問をする職員は、立入りの際、関係人に立入調査書（様式第20号）を提示するものとする。

3 条例第30条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第21号）とする。

4 条例第30条第4項の規定により調査を行うための商品等の提供を求めるときは、商品等の提出要求書（様式第22号）により行うものとする。

(補償の請求等)

第29条 条例第30条第5項に規定する補償を請求しようとする者は、損失補償請求書（様式第23号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、補償すべき額を決定し、その結果を損失補償決定通知書（様式第24号）により当該請求者に通知するものとする。

(公表)

第30条 条例第31条第1項の規定による公表は、勧告を受けた事業者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名並びに勧告の概要その他必要な事項を公告することにより行うほか、広く市民に周知させる方法により行うものとする。

2 市長は、条例第31条第1項の規定による公表を行ったときは、当該公表に係る事業者に対し、危険な商品等又は不当な取引行為に係る経過及び事実の公表通知書（様式第25号）によりその旨を通知するものとする。

3 条例第31条第2項の規定による意見陳述のための手続は、静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成15年静岡市規則第7号）第3章の規定の例による。

第8章 静岡市消費生活審議会

(会長及び副会長)

第31条 条例第32条第1項の静岡市消費生活審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第32条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第33条 審議会の庶務は、市民局生活安全安心課において処理する。

(委任)

第34条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第9章 雑則

(雑則)

第35条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日規則第107号）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

ただし、別表2条例第22条第1項第2号の規定に該当する不当な取引行為の表（3）の改正規定（（3）を（4）とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第28号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日規則第66号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第34号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第30号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

1 条例第22条第1項第1号の規定に該当する不当な取引行為

- (1) 商品等の取引の意図を明らかにせず、若しくは商品等の取引以外のことを主要な目的であるかのように告げて、又はそのような広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (2) 商品等の品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する重要な情報であって、事業者が保有し、又は保有し得るものを提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (3) 商品等の取引に際し、消費者が契約締結の意思を決定する上で重要な事項について、事実と異なること若しくは誤信させるような事実を告げて、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (4) 電磁的方法により電子計算機の映像面を介して締結される契約において、消費者に対して、重要な事実を容易に確認できるように表示せず、又は不実の表示をすることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (5) 商品等の取引に際し、事業者の氏名若しくは名称又は住所若しくは事業所の所在地について明らかにせず、又は偽って、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (6) 商品等の品質、内容又は取引条件が実際のものよりも著しく優良又は有利であると消費者を誤信させるような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (7) 商品等の購入、利用又は設置が法令等により義務付けられているかのように説明して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (8) 自らを官公署、公共的団体若しくは著名な法人等の職員と誤信させるような言動等を用いて、又は官公署、公共的団体若しくは著名な法人若しくは個人の許可、認可、後援等の関与を得ていると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

2 条例第22条第1項第2号の規定に該当する不当な取引行為

- (1) 消費者の意に反して、早朝若しくは深夜に、又は消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに、電話をし、又は訪問して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (2) 電話をし、又は訪問して、消費者に勧誘を受ける意思を確認することなく契約の締結

を勧誘し、又は契約を締結させること。

- (3) 商品等の取引に関し、消費者が拒絶の意思を有していることが本人の言動やその時の状況等に鑑みて明らかであるにもかかわらず、消費者を訪問し、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (4) 商品等の取引に関し、消費者の承諾を得ないで、当該消費者に対し通信機器又は情報処理の用に供する機器を利用して一方的に広告宣伝等を行うことにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (5) 消費者の意に反して、反復して電話をし、執ように又は威迫して困惑させ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (6) 消費者の住居、勤務先その他の場所に居座り、消費者が事業者に対して退去すべき旨の意思を示し、又は事業者に対して退去することを望んでいることを知ることができたにもかかわらず、その場所から退去せず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (7) 消費者が契約の締結を勧誘されている場所から退去する旨の意思を示し、又は退去することを望んでいることを知ることができたにもかかわらず、その場所から退去させないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (8) 商品等の取引に際し、高齢者その他の者の判断力の不足に乗じ、消費者の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (9) 消費者の年齢、職業、収入その他契約を締結する上で重要な事項について、事実を偽るようによそよそし、又は事実と異なる内容の契約書等を作成して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (10) 商品等の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受け、又は定期預金、生命保険等の解約等をして資金を調達することを勧めて、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (11) 消費者を路上その他の場所において呼び止め、又は電話等により呼び出し、消費者の意に反して、執ように説得し、消費者を欺き、又は威迫して困惑させ、その場で、又は営業所等若しくはその他の場所へ誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (12) 消費者が購入する意思を表明していないにもかかわらず、商品を一方的に消費者の自

宅に送りつけ、代金引換で受領させ、又は一方的に代金その他の名目による対価を請求する等により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(13) 取引する目的で、親切を装う行為又は無料検査その他の無償若しくは著しい廉価の商品等の供給を行うことにより、消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(14) 消費者又はその親族等の不幸を予言し、これらの者の健康又は老後の不安その他の生活上の不安をことさらにあおる等、消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(15) 主たる販売目的以外の商品等を意図的に無償又は著しい廉価で供給すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、商品等の購入の契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(16) 商品等の販売に関し、当該消費者の情報又は当該消費者が従前にかかわった取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安状態に陥らせ、過去の不利益が回復できるかのように告げ、又は害悪を受けることを予防し、若しくは現在被っている不利益が拡大することを防止するかのように告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(17) 消費者の意に反して、執ように同一の消費者に対し商品等を次々と続けて販売し、若しくは更新させるために契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(18) 消費者との雇用関係等の優越的な立場に乗じて、消費者に対して著しく不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(19) (1) から (18) までに定めるもののほか、消費者を威迫して困惑させ、又は長時間にわたって反復して、若しくは契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、これに取り合わず迷惑を覚えさせるような方法により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

3 条例第22条第1項第3号の規定に該当する不当な取引行為

(1) 契約に係る損害賠償額の予定、違約金又は契約の解除に伴う清算金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める条項を設けた契約を締結させること。

(2) 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を制限して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる条項を設けた契約を締結させること。

- (3) 消費者が取引の意思表示をした主たる商品等と異なるものを記載して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約書等を作成させること。
- (4) 消費者にとって、不当に過大な量の商品等又は不当に長期にわたって、若しくは過剰な回数で供給される商品等の購入を内容とする契約を締結させること。
- (5) 消費者に対し名義の貸与を求め、これを使用して、その意に反する債務を負担させる契約を締結させること。
- (6) 当該契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管轄を定める条項を設けた契約を締結させること。
- (7) 商品等の購入に伴って消費者が受ける信用がその者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与を伴った契約を締結させること。
- (8) 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであること（以下「契約不適合」という。）により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は契約不適合に係る事業者の修補責任を一方的に免責させる条項を設けた契約を締結させること。
- (9) 第三者によって、クレジットカード、会員証、パスワード等、商品の購入又はサービスの提供を受ける際の資格を証するものが不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負担させる条項を設けた契約を締結させること。
- (10) (1) から (9) までに定めるもののほか、法律の規定が適用される場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重し、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する条項を設けた契約を締結させること。

4 条例第22条第1項第4号の規定に該当する不当な取引行為

- (1) 消費者、その保証人等法律上支払義務のある者（以下「消費者等」という。）を欺き、威迫して困惑させ、又は正当な理由なく早朝若しくは深夜に電話をし、若しくは訪問する等の不当な手段を用いて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
- (2) 消費者等を欺き、威迫して困惑させ、又は迷惑を覚えさせるような方法で、預金の払戻し、生命保険の解約、借入れを受けること等により、消費者等に金銭を調達させ、債務の履行をさせること。
- (3) 消費者等に対して、正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関若しくは消費者等の関係人に通知し、又はインターネットその他の情報

伝達手段を用いて情報を流布する旨の言動等を用い、心理的圧迫を与えて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

(4) 契約の成立又は有効性について消費者等が争っているにもかかわらず、契約が成立し、又は有効であると一方的に主張して、強引に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

(5) 消費者の関係人で法律上支払義務のないものに、正当な理由なく電話をし、又は訪問する等の不当な手段を用いて、契約に基づく債務の履行への協力を執ように要求し、又は協力をさせること。

(6) 事業者の氏名若しくは名称若しくは住所若しくは所在地について明らかにせず、又は偽ったまま、消費者等に対して、強引に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

5 条例第22条第1項第5号の規定に該当する不当な取引行為

(1) 履行期限を過ぎても契約に基づく債務の完全な履行をせず、消費者からの再三の履行の督促に対して適切な対応をすることなく、債務の履行を拒否し、又は引き延ばし、商品等を契約の趣旨に従って供給しないこと。

(2) 継続的に商品等を供給する契約を締結した場合において、契約に基づく債務の履行が終了していないにもかかわらず、消費者への事前の通知をすることなく履行を中止すること。

(3) 法令の規定等により消費者に認められている財務書類の閲覧権、事実又は情報の開示を請求できる権利等の行使を拒否し、閲覧、開示等を拒むこと。

6 条例第22条第1項第6号の規定に該当する不当な取引行為

(1) 事業者の事情等により、消費者に十分な説明を行わずに契約に基づく債権若しくは債務の内容又は契約履行上の条件等を一方的に変更すること。

7 条例第22条第1項第7号の規定に該当する不当な取引行為

(1) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、これを拒否し、若しくは黙殺し、威迫して困惑させ、又は術策、甘言等を用いて、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。

(2) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、契約の成立又は存続を強要すること。

(3) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、消費者の自発的意思を待つことな

く商品等を使用させ、又は利用させて、契約の成立又は存続を強要すること。

- (4) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、手数料、送料、サービスの対価等法令上根拠のない要求をして、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。
- (5) 継続的に商品等を供給する契約を締結した場合において、消費者の正当な根拠に基づく中途解約の申出に対して、これを不当に拒否し、解約に伴う不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫して困惑させる等して、契約の存続を強要すること。
- (6) 形式的には独立した複数の契約であっても、それらの目的とするところが相互に密接に関連しているため、いずれかが履行されるだけでは当該契約を締結した目的が全体として達成されないと認められる場合において、消費者からの正当な根拠に基づく当該契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張に際し、当該契約のいずれかのみを解除し、取り消し、又は無効とし、残りの契約の存続を強要すること。
- (7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張に際し、これを不当に拒否し、不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫して困惑させる等して契約の成立又は存続を強要すること。
- (8) 消費者のクーリング・オフの権利の行使その他契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、法律上その義務とされる返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を正当な理由なく拒否し、又は遅延させること。

備考 この表の (1) から (4) まで及び (8) に規定するクーリング・オフの権利とは、次に掲げる権利をいう。

ア 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第35条の3の10第1項及び第35条の3の11第1項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利

イ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第9条第1項、第24条第1項、第40条第1項、第48条第1項、第58条第1項及び第58条の14第1項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利

ウ ア及びイに規定する法律以外の法令の規定又は契約により認められた権利であってア及びイに掲げる権利に類するもの

8 条例第22条第1項第8号の規定に該当する不当な取引行為

- (1) 立替払、債務の保証その他の与信に係る債権及び債務について、重要な情報を提供せず、又は誤信させるような表現を用いて、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。
- (2) 与信が消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。
- (3) 販売業者等（商品等を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者をいう。以下同じ。）の行為が1の表から7の表までに規定するいずれかの行為に該当することを知りながら、又は与信に係る加盟店契約その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していれば、そのことを知り得べきであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。
- (4) 与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をもって消費者が正当な根拠に基づき支払を拒絶できる場合であるにもかかわらず、正当な理由なく電話をし、又は訪問する等の不当な手段を用いて、消費者若しくはその関係人に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

様式第1号（第3条、第7条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

立証要求書

あなたが 供給している商品等 は静岡市消費生活条例 第13条 危険な商品
行っている取引行為 第22条第1項 不当な取引

に該当する疑いがあるので、同条例 第15条第2項 危険な商
行為 第23条第2項 の規定により、次のとおり 不当な取

品等でないこと

の立証を求めます。

引行為でないこと

なお、正当な理由がなく立証を拒んだときは、同条例第31条第1項の規定により、その経過及び事実を公表することがあります。

1 商品又は役務の名称

2 立証を求める理由

3 立証を求める事項

4 提出期限 年 月 日

5 提出先

様式第2号（第4条、第9条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

勧告書

第15条第3項 措 置
静岡市消費生活条例 の規定に基づき、次の を講ずることを勧告しま
第23条第3項 是正措置
す。

なお、この勧告に基づいてあなたが行った措置（勧告に従うことができないときは、その理由）の報告を求めます。

勧告に従わない場合で、市民の消費生活に重大な影響を与えると判断したときは、同条例第31条第1項の規定により、その経過及び事実を公表することがあります。

- 1 商品又は役務
- 2 危険な商品等に該当すると認められる理由
- 3 講ずべき措置の内容
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

備考 第23条第3項による規定に基づく勧告の場合は、「1 商品又は役務」を「1 取引行為の内容」と、「2 危険な商品等に該当すると認められる理由」を「2 不当な取引行為であると認められる理由」と、「3 講ずべき措置の内容」を「3 講ずべき是正措置の内容」とすること。

様式第3号（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

危険な商品等の公表通知書

あなたが供給する商品等は、危険な商品等であると認められるため、静岡市消費生活条例第15条第4項の規定により次のとおり公表したので、通知します。

- 1 商品又は役務の名称
- 2 公表の理由
- 3 公表の内容

様式第4号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

不当な取引行為の是正指導書

静岡市消費生活条例第23条第3項の規定に基づき、次のとおり是正措置を講ずるようを指導します。

なお、この指導に基づいてあなたが行った措置（指導に従うことができないときは、その理由）の報告を求めます。

この指導に従わないときは、同項の規定により是正措置を講ずるよう勧告することがあります。

1 取引行為の内容

2 不当な取引行為であると認められる理由

3 講ずべき是正措置の内容

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限

6 報告先

様式第5号（第16条関係）

消費者訴訟費用貸付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所
申請者
氏名

静岡市消費生活条例第27条第1項の規定による消費者訴訟に要する費用の貸付けを受けたいので、次のとおり申請します。

1 貸付申請額

2 紛争の当事者

（1）被害者（住所、氏名、電話番号、職業）

（2）事業者（氏名又は名称、住所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

3 訴訟案件名（番号）

4 訴訟代理人の有無（有 無）

（有の場合は、事務所等の所在地、氏名及び電話番号）

5 添付書類

（1）被害概要書（様式第6号）

（2）消費者訴訟費用支払予定額調書（様式第7号）

（3）住民票の写し

様式第6号（第16条関係）

被 害 概 要 書

1 被害を受けた日時

2 被害を受けた場所

3 被害の経過

4 被害の程度

5 被害額及びその内訳

様式第7号（第16条関係）

消費者訴訟費用支払予定額調書

1 支払予定額合計 円

[内訳]

(1) 裁判手続費用

(2) 弁護士に支払う報酬等

(3) その他訴訟に要する費用

2 貸付申請額 円

様式第8号（第17条、第20条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

承認
消費者訴訟費用（追加）貸付 決定通知書
不承認

年 月 日付けで申請がありました消費者訴訟に要する費用の（追加）貸けに
ついては、次のとおり決定したので、通知します。

1 貸付決定額 円
(内訳)

備考 不承認の場合は、「1 貸付決定額 円 (内訳)」を「1 不承認の理由」と
すること。

様式第9号（第18条、第20条関係）

消費者訴訟費用（追加）貸付金借用証書

- | | |
|--------|---|
| 1 借用金額 | 円 |
| 2 利子 | 無利子 |
| 3 返還期限 | 当該貸付金に係る審級の訴訟が終了した日から6月を経過した日 |
| 4 延滞金 | 返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還が滞った貸付金の額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額（当該金額が100円未満であるときは、徴収しない。） |

上記のとおり消費者訴訟費用貸付金を借用いたします。

なお、貸付金の返還に当たっては、静岡市消費生活条例及び静岡市消費生活条例施行規則の定めるところに従い、相違なく返還いたします。

年 月 日

(宛先) 静岡市長

借受者	住所	
	氏名	Ⓜ
連帯保証人	住所	
	氏名	Ⓜ

(注)

- 借受者及び連帯保証人の氏名欄は、借受者及び連帯保証人が連署の上、押印してください。
- 借受人及び連帯保証人の印鑑証明書を添えてください。

様式第10号（第20条関係）

年 月 日

消費者訴訟費用追加貸付申請書

（宛先）静岡市長

住所

申請者

氏名

静岡市消費生活条例第27条第1項の規定による消費者訴訟に要する費用の追加貸付けを受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 追加貸付申請額
- 2 申請の理由

様式第11号（第20条関係）

消費者訴訟費用追加支払額調書

1 当初貸付額 円

2 消費者訴訟に要する費用の既支払額及び支払予定額 円
〔内訳〕

3 追加貸付申請額 円

様式第13号（第22条関係）

第 号
年 月 日

消費者訴訟費用貸付金即時返還請求書

様

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付で貸し付けた消費者訴訟費用貸付金については、次のとおり返還を請求します。

1 貸付額 円

2 返還請求額 円

3 返還期限 年 月 日

4 返還理由

様式第14号（第23条関係）

年 月 日

返還期限延長
消費者訴訟費用貸付金 承認申請書
分割返還

（宛先）静岡市長

住所
申請者
氏名

年 月 日付け（第 号）で決定を受けました消費者訴訟費用貸付金に
返還期限の延長
について、 の承認を受けたいので、次のとおり承認を申請します。
分割による返還

1 返還期限の延長の内容

2 理由

備考 分割返還の場合は、「1 返還期限の延長の内容」を「1 分割による返還の内容」と
する。

様式第15号（第23条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

返還期限延長 承認
消費者訴訟費用貸付金 の 決定通知書
分割返還 不承認

返還期限延長
年 月 日付けで申請のありました消費者訴訟費用貸付金の
分割返還

承認
については、次のとおり を決定したので、通知します。
不承認

1 返還期限延長の内容

備考

- 1 分割返還の承認の場合は、「1 返還期限の延長の内容」を「1 分割返還の内容」とする。
- 2 不承認の場合は、「1 返還期限の延長の内容」を「1 不承認の理由」とする。

様式第16号（第24条関係）

年 月 日

消費者訴訟費用貸付金返還免除申請書

（宛先）静岡市長

住所
申請者
氏名

消費者訴訟費用貸付金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 貸付けを受けた額 円
- 2 返還免除を受けようとする額
- 3 申請の理由

様式第17号（第24条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

承認
消費者訴訟費用貸付金返還免除 決定通知書
不承認

年 月 日付けで申請のありました消費者訴訟費用貸付金の返還免除について、
承認
承 認
では、次のとおり を決定したので、通知します。
不承認

1 貸付けを受けた額 円

2 返還を免除する額 円

備考 不承認の場合は、「1 貸付けを受けた額」と「2 返還を免除する額」を削り、「不承認の理由」とする。

様式第18号（第26条関係）

年 月 日

消費者訴訟届出事項報告書

（宛先）静岡市長

住所

届出者

氏名

静岡市消費生活条例施行規則第26条の規定により、次のとおり報告します。

1 届出事項の概要

2 当該届出事項の発生年月日

年 月 日

様式第19号（第28条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

報告要求書

供給している商品等 第13条 危険な商品
あなたが は、静岡市消費生活条例 に規定する
行っている取引行為 第22条第1項 不当な取引

等

に該当する疑いがあるので、同条例第30条第1項の規定により、次のとおり報告を求め
行為
ます。

なお、正当な理由がなく報告を拒んだときは、同条例第31条第1項の規定により、その経
過及び事実を公表することがあります。

1 報告を求める内容

2 報告を求める理由

3 報告期限 年 月 日

4 報告先

様式第20号（第28条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

立入調査書

供給している商品等 第13条 危険な商品
あなたが は、静岡市消費生活条例 に規定する
行っている取引行為 第22条第1項 不当な取引

等

に該当する疑いがあるので、同条例第30条第1項の規定により、次のとおり立入調査を
行為

行います。

なお、正当な理由がなく立入調査を拒んだときは、同条例第31条第1項の規定により、そ
の旨を公表することがあります。

- 1 立入調査を求める内容
- 2 立入調査を求める理由
- 3 立入調査を行う職員の所属、職名及び氏名

様式第 21 号 (第 28 条関係)

(表面)

身 分 証 明 書		第 号
写 真		
縦 2.5 センチメートル	所 属	
	職 名	
横 2.0 センチメートル	氏 名	
	生年月日	
上記の者は静岡市消費生活条例第 30 条の規定により立入調査等を行う職員 であることを証明する。		
年 月 日		

8センチメートル

6センチメートル

(裏面)

静岡市消費生活条例(抜すい)

(立入調査等)

第30条 市長は、第15条第1項又は第23条第1項の規定の施行のために必要な限度において、事業者に対し、報告を求め、又はその職員をして、事業者の事務所、工場、店舗、倉庫その他事業に係る場所に立ち入らせ、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 市長は、第15条第1項又は第23条第1項の調査を行うため、必要最小限の数量の商品又は事業者が役務を提供するために使用する物若しくは役務に関する資料(次項において「調査を行うための商品等」という。)の提供を求めることができる。

5 市長は、前項の規定により事業者から調査を行うための商品等の提出を受けたときは、当該事業者に対し、正当な補償を行うものとする。

様式第22号（第28条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

商品等の提出要求書

静岡市消費生活条例第30条第4項の規定により、次のとおり商品又は役務を提供するために使用する物若しくは役務に関する資料の提出を求めます。

1 提出を求める商品等

- (1) 名称
- (2) 数量

2 提出を求める理由

3 提出期限 年 月 日

4 提出先

様式第23号（第29条関係）

第 号

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所

請求者

氏名

損失補償請求書

静岡市消費生活条例第30条第5項の規定により、次のとおり補償の請求をします。

1 提出した商品等

（1） 名称

（2） 数量

2 提出年月日 年 月 日

3 提出先

4 補償請求額の総額及びその内訳

円

[内訳]

5 添付資料

補償請求額を算出する基礎となった資料

様式第24号（第29関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

損失補償決定通知書

年 月 付けで請求のありました補償については、次のとおり決定しましたので、
通知します。

1 補償額 円

2 内訳

様式第25号（第30条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

危険な商品等又は不当な取引行為に係る経過及び事実の公表通知書

静岡市消費生活条例第31条第1項の規定により、あなたの危険な商品等又は不当な取引行為に係る経過及び事実を次のとおり公表したので、通知します。

1 公表内容

2 公表理由